



加東市役所（加東市社）

新年のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 鈴木隆文



新年明けましておめでとうございます。

平素は、支部会務運営にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も東播支部の会務運営にあたり、会員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年4月に消費税が5%から8%に上がりました。一昨年は消費税が上がるというので駆け込み需要があり、消費も少し増加しましたが、昨年の4月以降はその反動で景気は落ち込み、政府の予想に反して年末になっても景気は回復しませんでしたので、今年の消費税10%への変更は延期されました。今年こそは本当に景気回復を強く望みます。

また、自然界では昨年8月に広島市で大規模な土砂災害があり、9月には御嶽山の噴火と自然界の猛威に震撼しました。しかし、それ以上に人の絆やその使命感に感動しました。日本全国の多くの自衛隊員や消防隊員、警察官が駆けつけ人命救

助のために頑張っている姿が毎日テレビで報道されるのを見て大変感激しました。また、多くの老若男女のボランティアの人たちが災害復旧の手伝いをしているのを見て、改めて人は、日本人は凄いなど感動しました。今年はこれらの人達が自分の仕事場に戻り、本来の仕事をして穏やかに暮らせることを願います。

さて、私たち東播支部では昨年の7月に会員及びその家族を対象にBBQパーティー大会を開催しました。総勢30名余りが集合し、黒田庄牛に舌鼓を打ちました。また、全員でジャンケン大会を行い勝ち残った人には素敵な景品が当たりました。これも人と人の繋がりで。今年もより一層の会員同士の繋がりをもって兵庫県行政書士会を、東播支部を盛り立てて行きたいと熱望しております。皆様のより一層のご協力と支部行事へのご参加をお願いします。また、昨年の6月には行政書士法の一部改正があり、研修を受けた行政書士に行政不服申立ての代理権が付与されることになりました。今年はその為の研修が始まります。そして、兵庫県行政書士会の事務局が神戸駅前の神戸クリスタルタワービルの中に移転します。着々と新しい年が始まり進んでいます。私たちも日々是精進を心がけ今年も頑張ってお参りしましょう。最後になりましたが、会員の皆様の今後より一層の業務発展とご多幸を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

新春の ごあいさつ



兵庫県北播磨県民局 局長 赤木 正明

新年あけましておめでとうございます。

兵庫県行政書士会東播支部の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

行政書士制度が着実に発展を遂げられ、法律の専門家として社会に確固たる地位を築かれたことは、ひとえに皆様が業務に精励され、地域の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表します。

昨年は、4月に消費税が引き上げられ、一部消費に弱い動きが見られるものの、全体として、地域経済は改善傾向にあると思われ、今年はさらなる発展を期待しているところです。

さて、兵庫県のほぼ中央に位置する北播磨は、豊かな自然、歴史・文化、伝統ある産業、多彩な農産物に恵まれますとともに、JR加古川線を中心とする鉄道網や中国自動車道や山陽自動車道の高速道路ネットワークが形成されています。

県民局では、こうした地域特性を活かし、

「資源を活かし躍動する北播磨」・「いきいき暮らせる北播磨」・「ふるさとの絆を深める北播磨」を柱に、新年度においてもより魅力ある北播磨を目指してまいりたいと思います。

皆様におかれましては、今後とも、北播磨の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、兵庫県行政書士会東播支部の今後のますますのご発展、そして皆様にとって、本年が幸多き年となりますようお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



行政書士試験員を担って

会員 横山 壽人

去る11月9日(日)、今年も行政書士試験が全国各地で行われました。その中で私は神戸市外国語大学の試験会場の試験員を担当しました。当日はあいにくの雨模様で肌寒いくらいの天気でしたが、各支部の先生方とともに万事滞りなく試験を行うことができました。試験員は本部責任者の下、試験を直接実施・監督する監督員と外での受験生誘導や掲示物の設置などを担当する本部要員で構成され、私は本部要員として会場外で受験生を誘導することになっていました。

当日は本降りの雨で寒さは覚悟していましたが、本部でフード付の巨大なパーカーを貸与され、それがとても暖かく非常に助かりました。正午前、受験生が続々と試験会場に歩いていきます。大学正門から試験会場まではほぼ一直線で場所を聞かれることはあまりなかったのですが、この日のために頑張ってきた受験生の皆さんの真剣な表情を見てみると、いつの間にかこちらまで肩に力が入っていました。

試験が始まりしばらくしてから外の掲示物を片付け、今度は試験を実施している各教室の前でトイレへの誘導を担いました。寒さと緊張からかトイレに行かれる受験生も多く、中には焦って廊下を走ろうとする方もいて、その気持ちは痛いほどわかるのですが、やはり音が響くと周りの受験生の迷惑になると思い、落ち着かせながら静かに誘導することを心

がけました。

試験終了後、会場内の掲示物をすべて回収し本部で一息ついていると、監督員の先生方がこちらも試験を無事終えた安心感から少しリラックスした表情で戻って来られました。ある先生に監督員の苦労話も聞いてみようかと質問したら、「写真で本人確認するんやけどな、あれはほんまに大変やった。写真やったらえらい美人やのに…」そんな冗談も交えつつ仕事はきっちりやる、この辺りがベテラン行政書士の余裕といったところでしょうか(笑)。

ほぼ一日仕事で体力的にも精神的にもハードではありましたが、とても貴重な体験をすることができました。受験生の頃は自分が試験に合格することに必死で、試験を実施している試験員の気遣いに思いをはせることは到底できませんでしたが、自分が試験員をやってみると、当時試験員をされていた行政書士の先生方の気遣いや苦労が少しはわかる気がしました。私が行政書士になれたのもそうした先生方のおかげでもあるんだと気付いた一日でありました。



平成26年度新人会員研修会に参加して

会員 寺崎 豊喜

9月5日(金)、生田神社会館で開催されました平成26年度新人会員研修会に参加いたしました。

緊張しながら会場への階段を上がっていく途中、偶然にも下の階で、かつての同僚の送別会会場を目にしました。彼も又、第二の人生に足を踏み入れようとしているのかと思うと階段を上がる足に力が入る思いを感じました。会場に入って驚いたのは、参加者の多さでした。これだけ多くの方が私と一緒に新人会員研修に参加しているのかと思うと緊張感も少しは収まりました。



午前中の研修は、行政書士としての役割や倫理観など最低限心得

ておこななければならない基本的なことについての講義を受け、午後からは、改正行政書士法や行政不服審査法の解説、専門部会の活動紹介などを受けました。長時間の研修ではありましたが、終わってみればあっと言う間の1日でした。しかし、この研修会で得られたものは本当に基本的なことだけで、行政書士の仕事の範囲が膨大であり、多種多様に及ぶという実態を思い知らされました。

懇親会では初めてお目にかかる方々から親しく声を掛けていただき、緊張や不安な気持ちが少し和らぎました。

新人会員研修会に参加して思うことは、登録の際に支部長から「3年位は修行です」と言われたとおり、本気で修業しなければ行政書士は続けていけないと実感したことでした。今後は、時間を掛けても多くの研修に参加するなど実務的な知識と技能を習得していかなければならないと考えます。

相続税法等の改正について

(国税庁ホームページより)

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。平成27年1月1日以降に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税等のルールが大きく変更されます。その中でも今回は、基礎控除額の引き下げと税率構造の変更、未成年者控除額、障害者控除額の引き上げについて、既にご承知の事と思いますが以下ご紹介をさせていただきます。

①基礎控除額の引き下げについて

平成26年12月31日までに発生した相続税の基礎控除額は、「5,000万円に1,000万円×法定相続人の数を足した金額」でしたが、平成27年1月1日以降に発生する相続税の基礎控除額は「3,000万円に600万円×法定相続人の数を足した金額」となりました。

例えば、相続人が「配偶者」と「子供2人」の3人の場合の基礎控除額は、
 改正前 ⇒ 5,000万円 + (3人 × 1,000万円) = 8,000万円
 改正後 ⇒ 3,000万円 + (3人 × 600万円) = 4,800万円
 となり、改正前後で基礎控除額に3,200万円もの差が生まれます。今回の改正によって、これまでは相続税の課税対象とならなかった方も、課税の対象となる可能性があります。

②税率構造の変更について

税率区分が現在の6段階から8段階に変更され、1億円超3億円以下の部分で40%とされていた税率は、2億円超3億円以下の部分については45%に引き上げられ、6億円超の部分については最高税率が50%から55%に引き上げられました。

各法定相続人の取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超～			55%	7,200万円

上記のように、相続税の税率構造を改正する一方で、高齢者が保有している資産を現役世代へと早期に移転させ、消費拡大や経済の活性化等を図るため、贈与に係る税率構造を緩和する特例が新設され、直系尊属からの贈与により財産を取得した受贈者(財産を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限り)に係る「特例税率」の場合と、「一般税率」の2つとなり、最高税率が50%から55%へと引き上げられました。

※一般税率

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円	20%	25万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円	30%	65万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円
1,000万円超～1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円
1,500万円超～3,000万円以下			50%	250万円
3,000万円超			55%	400万円

※特例税率

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円		
400万円超～600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	50%	225万円	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下			45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下			50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

このように贈与に係る税率構造が改正された一方で、相続時精算課税に係る贈与者の年齢条件が65歳以上から60歳以上に引き下げられ、受贈者に20歳以上の孫が追加されました。

	改正前	改正後
贈与者	・ 贈与をした年の1月1日において65歳以上の者	・ 贈与をした年の1月1日において60歳以上の者
受贈者	・ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人	・ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫

③未成年者控除額・障害者控除額の引き上げについて
相続人の中に未成年者、障害者の方がいる場合、年齢に応じた控除が可能ですが、平成27年からの相続についてはその控除額が引き上げられました。

※税額控除

	改正前	改正後
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円
障害者控除額	85歳までの1年につき6万円 (特別障害者の場合12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者の場合20万円)

※特別障害者…精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者等、相続税法基本通達19の4の2に例示されている者。

以上、基礎控除額の引き下げ、税率構造の変更、未成年者控除額・障害者控除額の引き上げについて見て参りましたが、その他、小規模宅地等の特例や事業承継税制等の改正も行われておりますので、詳しくは国税庁のホームページ等での確認をよろしくお願い致します。

「法の日」無料相談会に参加して

会員 永崎久仁

10月4日(土)、加東市社のイオン社店で「法の日無料相談会」が開催されました。東播支部では、前年と同様に兵庫県土地家屋調査士会東播支部との共催で行われました。

当日の朝は相談開始前に集合し、会場設営からとりかかりました。朝から好天に恵まれ、また土地家屋調査士会との共催ということもあり、設営前から会場に来てお待ちいただいている相談者の方もいらっしゃいました。設営中には兵庫県行政書士会の村山会長も応援に来られました。

午前中は相談者の方はまばらでしたが昼過ぎから相談者が増え、去年よりは少なかったものの11件の相談がありました。相談内容の内訳は、東播支部の毎月の無料相談会の内容と同じような傾向で、相続関係と農地関係の相談が多く、それぞれ5件、3件となりました。

内訳だけを見ると例年通りのようにも感じますが、細かく内容を聞いてみると、「生涯未婚であるが相続手続きはどうすればよいか」という相談者の方が2名おられたり、「認知症の母親からの相続問題」であったり、「失業中であることに負い目を感じ、他の相続人に対して自分の相続分を主張できない」という方がおられたりして、時代を反映しているように感じる相談も数件見られました。

また、「登記手続きについて教えてほしい」とか、「裁判の判決に納得できない」など、行政書士ではお答えすることができないような相談もありましたが、そのような相談者には適切な相談窓口を紹介す

るなどして対応しました。

相談のなかには私が取り扱ったことが無いような業務もありましたが、そういった相談には経験豊富なベテランの相談員が対応して下さり、隣で話を聞かせていただくだけでもとても良い経験になりました。「相続」「農地」といっても単純な相談は少なく、相談者の方に満足していただけるような受け答えをするためには、様々な分野の知識・経験が必要であるということを実感しました。

無料相談会を開催することは、行政書士の社会的認知度を高めていくために必要であり、また経験の浅い会員が先輩会員から学ぶことができる機会としても有効であると思います。しかし、東播支部に限って言いますと、毎月の相談会における相談者数が少ないという事実もあり、より効果的に開催する方法を検討することが今後の課題だと思っています。



建設業法施行規則の一部を改正する省令について (平成27年4月1日施行)

ア 許可申請書等の様式の見直し

役員等の範囲の拡大及び閲覧制度の見直し(個人情報等を閲覧の対象から除外)に伴い、並びに許可申請書等の簡素化を図るため、以下のとおり見直しを実施。

- ① 許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」を「役員等」とする(取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を追加。)
- ② 役員等の一覧表及び建設業法施行令第3条に定める使用人の一覧表から生年月日及び住所を削除する。
- ③ 役員等の一覧表に経営業務の管理責任者である者が明確になるよう欄を設ける。
- ④ 営業所専任技術者の一覧表を許可申請書の別紙として追加する。
- ⑤ 役員等及び令3条の使用人の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、住所、生年月日等に関する調書とし、経営業務の管理責任者についてのみ職歴の提出を求めることとする。
- ⑥ 財務諸表への記載を要する資産の基準を総資産(又は負債及び純資産の合計)の100分の1から100分の5に改正する。

イ 許可申請書等の閲覧対象の限定

以下の書類について、個人情報が含まれることから、閲覧対象から除外。

- ① 職歴等が含まれる経営業務管理責任者の要件を満たすことの証明書
- ② 学歴等が含まれる営業所専任技術者の要件を満たすことの証明書
- ③ 生年月日が含まれる国家資格者等・監理技術者一覧表
- ④ 住所及び生年月日が含まれる許可申請者又はその役員等及び令3条の使用人の調書(改

正前の「略歴書」)

- ⑤ 住所等が含まれる登記事項証明書等
- ⑥ 住所が含まれる株主調書
- ⑦ 納税額等が含まれる納税証明書

ウ その他建設業の許可に関する事務の見直し

- ① 都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が廃止されるため、国土交通大臣に提出すべき書類の部数について、従たる営業所のある都道府県の数分の写しは不要とし、正本及び副本各1通に限定する。
- ② 一般建設業又は特定建設業の許可に際し必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを証することができる書類として、監理技術者資格者証の写しを追加する。

エ 一般建設業の営業所専任技術者(=主任技術者)の要件の見直し

- ① 職業能力開発促進法による技能検定のうち、型枠施工の試験に合格した者等は大工工事業の主任技術者に、建築板金(ダクト板金作業)の試験に合格した者等は管工事業の主任技術者の要件にそれぞれ追加する。
- ② 職業能力開発促進法による技能検定のうち、コンクリート積みブロック施工、スレート施工及びれんが積みの廃止に伴い、主任技術者の要件から削除する。

オ 経営事項審査の客観的事項の見直し

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、発注者が、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況を審査・評価するよう努めることとされたことに伴い、経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」を追加する。

上記以外にも、施工体制台帳の記載事項や建設業者団体の届出制度が見直されています。詳細については、国土交通省HPをご覧ください。

会費の口座振替手続にご協力ください

本会の入会金及び会費納入等に関し、これまで行っていた郵便振替による徴収方法から直接徴収への移行に伴い、収納代行業者を利用した口座自動引落しを行うべく、株式会社シーエスエスに集金業務を委託する旨が兵庫県行政書士会理事会において報告・了承され、同契約を締結しました。

つきましては、会費の自動引落し実施に向けて各会員宛に口座振替申込書を配布させていただきますので、口座振替申込書が届きましたら、記名・押印のうえご返送くださるよう宜しくお願いいたします。

事務所 訪問記

広報部 岸本一文

上井行政労務事務所

(加西市北条町古坂)
11月19日(水曜日)訪問



今回の事務所訪問は前支部長の上井秀勝会員の上井行政労務事務所にお伺いしてきました。県道から北へ少し入ったとても静かな場所にあり、業務を行うには最適の環境のようです。

事務所は、上井会員ひとりで経営されておられ行政書士及び社会保険労務士を兼務されています。主な行政書士業務として会社法務、記帳、営業許認可を取り扱っておられ、業務遂行に関しては、誠実に依頼に応じること、全力で対処することを常に心がけられておられるそうです。

上井会員は、加西市生まれで、地元高校卒業のあと、東京の大学へ進学、卒業後は東京で約1年間の聴講生生活を経て、加西市に帰郷されました。帰郷後は地元の会社に就職をされ、約6年間のサラリーマン生活のあと、平成10年に行政書士試験に合格、続いて翌11年に社会保険労務士試験に合格し開業されました。開業当初は、実家を事務所としていましたが、すぐに独立した事務所に移り、そして今回訪問させていただいた事務所は11年前に開設されたそうです。

◎ インタビュー ◎

- Q. 開業のきっかけは何ですか？**
サラリーマンを辞め、生活していくため。
- Q. 休日などの余暇はどう過ごされていますか？**
旅行。日本全国を歩きつくりたい。
- Q. 人生のモットーは何ですか？**
平々凡々。逍遥游。
- Q. 新入会員へのアドバイスはありますか？**
研修会等に積極的に参加して様々な情報交換を通じてたくさんの先生方と良いネットワークを作ってください。



事務所内には、多数の合格証書(簿記検定、建設業経理事務士、国内旅行業務取扱主任者)が掲示されており上井会員の勤勉さが伺えます。

人生のモットーについては、“逍遥游(しょうようゆう)”と答えられたのが印象に残っています。“逍遥游”とは、「何ものにも束縛されることがない全く自由である」との意味だそうです。本当にそのように暮らせたなら楽しいのかも知れませんね。

休日には、旅行に行かれることが多いとお聞きしたので尋ねてみると、何とすでに全国47都道府県のうち、北海道、沖縄県を除いた45都府県に行かれたそうです。そんな旅行通の上井会員にお気に入りの場所を教えてくださいました。それは、山形・秋田両県にまたがる鳥海山(2,236m)だそうです。鳥海山は別名出羽富士(秋田富士ともいう)と呼ばれ、冠雪したその遠景はとても素晴らしく(写真参照)、何度でも行ってみたいと言われていました。



また、同じく山形県にある肘折温泉もお勧めだとか。開湯1,200年と長い歴史と伝統を受け継いだ湯治場の雰囲気を残す温泉地のようです。この広報誌が届くころには上井会員はどこかの湯治場で新年を迎えられているのではないのでしょうか。

最後にお忙しい中、快くご対応いただきましてありがとうございます。今後とも上井行政労務事務所のますますのご発展を広報部一同心よりお祈りいたします。



支部研修旅行 兼 忘年会報告

12月13日(土)～14日(日)

12月13日、支部役員会議を終えて、7名の会員が小野市役所駐車場に集合しました。例年通り、岩坪会員自慢のキャンピングカーに乗り合わせ、一路淡路・津名ハイツを目指しました。他方、忘年会だけに参加する会員も現地で合流し、忘年会は大いに盛り上がり一年間の仕事疲れを労いました。

翌日は、兵庫県下唯一の神宮である伊弉諾(いざなぎ)神宮を参詣、「道の駅うずしお」にて昼食後、福良港、続いて国生みの神話で有名なおのころ鳥神社(自凝鳥神社)を訪れました。ここは、高さ21.7メートルの大きな鳥居がランドマークとなっており、この鳥居は平安神宮及び厳島神社と並び「日本三大



岩坪会員のキャンピングカー

鳥居」の一つに数えられているそうです。

このあと、洲本城跡に行く予定でしたが、雪が降りはじめたこともあり急遽変更しての帰路となりました。皆様大変お疲れ様でした。



おのころ鳥神社大鳥居



伊弉諾(いざなぎ)神宮

新入会員の紹介

おにしみつこ
大西美津子

事務所/多可郡多可町中区曾我井673番地

平成26年11月入会

TEL.0795-20-1356 FAX.0795-32-2062

この度、11月1日付で兵庫県行政書士会東播支部に入会させて頂きました大西美津子と申します。広範囲な行政書士業務に対応できるように業務研修等を通し、また諸先輩の皆様方をお手本とし謙虚に行政書士として社会に役立ち必要とされるようになりたいと思っております。そして人としても成長していけるように日々の生活を心がけていく所存でおります。若輩の身ではございますが、ご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願いいたします。

東播支部会員動向 (平成26年12月1日現在)

会員数/92名

西脇市/25名・小野市/19名・加西市/20名

加東市/21名・多可郡/7名

編集後記

新年あけましておめでとうございます。最近つくづく思うことがあります。それは、月日の過ぎるのが早いこと、早いこと…。毎日を大切にと思いながらも、なかなか思い通りにはなりません。さて、本号の発行を終え、私の広報誌担当が終了しました。次号から新体制での広報誌発行となりますが、内容について新しいテーマなどに挑戦してくださることを期待しています。

(広報部 岸本)

地域に密着した人材総合サービス

有限会社 テルコウ

兵庫県姫路市飾磨区英賀春日2丁目44-1

☎0120-597-608

随時 派遣スタッフ募集しています

ぎょうせい はりま No.74

発行日/平成27年1月1日

発行人/鈴木隆文

発行者/兵庫県行政書士会 東播支部

〒677-0014 西脇市郷瀬町634番地の9 鈴木隆文事務所内

TEL(0795)22-5060 FAX(0795)22-5441